

【調査】

生活保護の責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性との関連 ——三重県在住の成人を対象に——

高橋 彩

I 問題

本研究の目的は、生活保護制度への財政支出政策の賛否を規定するとされる、生活保護に対する責任帰属と関連する要因を検討することである。責任帰属には、問題状況が生じたことの問題責任（問題責任）と、そのような問題を解決する責任（解決責任）があり、貧困層が出現した責任が政府や自治体であり（政府への問題責任帰属）、政府や自治体には貧困層の生活改善に必要な制度を実行する責任がある（政府への解決責任帰属）と考えるほど、貧困是正政策に賛成すること、その逆に貧困の原因が本人にある（貧困者への問題責任帰属）と考えるほど反対することが示されている（橋本・白岩・唐沢，2012）。中越・稲増（2019）は、橋本他（2012）では貧困是正政策として失業手当や労働者最低賃金などと一緒にまとめられていた「生活保護」に注目し、生活保護に対する責任帰属と生活保護制度の財政支出に関する政策への賛意との関連を検討した。その結果、生活保護受給層が出現している責任が政府にあるという認知（政府への問題責任帰属）は、政策への賛否と関連していなかったものの、生活保護問題を解決する責任を政府に帰属すること（政府への解決責任帰属）は、生活保護に対する支出拡大政策に賛成することにつながることを示された（中越・稲増，2019）。また、受給者への問題責任帰属と解決責任帰属、すなわち生活保護を受ける状態になった責任やそれを解決する責任を受給者自身に帰属すれば、支出拡大政策に反対することにつながることを示され（中越・稲増，2019）、橋本他（2012）の結果をおおむね支持した。高橋（2022）は、中越・稲増（2019）と同じ項目を用いて短期大学生を対象に調査を行ったところ、生活保護に対する支出拡大政策に賛成することと、政府への問題責任及び解決責任帰属は正の相関が、受給者への問題責任及び解決責任帰属は負の相関があることが示され、中越・稲増（2019）と同様の結果が得られている。

厚生労働省はホームページ上で、「生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。」と呼びかけているが、日本における生活保護の捕捉率は20%～45%余りと低いことが指摘されている（日本弁護士連合会，2019；吉永，2019）。低所得世帯であるにもかかわらず、生活保護を受けていない理由の一つに、生活保護を受ける状態まで経済的困窮に陥った原因が受給者本人にあるとする自己責任論があげられる。生活保護の趣旨から考えれば、健康で文化的な最低限度の生活が保障される権利は国民がもつものであり、生活困

窮に陥った人への配慮や生活を改善させる責任は政府にあるはずである。しかし、そのような認識が持てない人の中には、すべて自分の責任であると考えてしまい、生活が困窮しているにもかかわらず生活保護申請をためらう人もいるだろう。吉武（2019）は、中学3年生の子をもつ相対的貧困層の母子家庭を対象に、生活保護を受給していない要因を検討した結果、母親自身の内的統制傾向（物事の結果は自身の行動に起因し、自分の努力や行動、能力次第であるという考え）が強いほど、生活保護を受給していない傾向があることを明らかにしている。

また貧困を生み出す社会的構造を軽視し、貧困を個人の努力や能力に帰属する認知は、生活保護受給者に対する偏見やバッシングを生じさせ、生活保護の厳格化の支持につながる恐れがある。例えば、阿部・東・梶原・石井・谷川・村松（2019）は、「貧困に陥る要因は社会的な要因よりも個人的な要因の方が大きい」と考える者はそうでない者よりも約2.1倍、「貧困の解消は、結局は個人の頑張りなどの努力」と考える者はそうでない者よりも約2.8倍の確率で、生活保護制度の厳格化を支持することを明らかにしている。こうした生活保護に対する偏見や生活保護の厳格化は、低所得であり十分に受給資格がある人の生活保護申請を抑制する要因となり得るだろう。

そのため、生活保護制度を必要とするすべての人が利用できるように機能させるためには、生活保護受給者自身に責任を帰属させないようにする心理的要因について明らかにしていくことが必要である。そこで、本研究では生活保護の責任帰属に影響を与える心理的要因として、公正感受性、心理的特権意識、共感性を取り上げて検討する。

一つ目の公正感受性（Justice Sensitivity）とは、「不公正な出来事に対してネガティブな感情が喚起したり、それについて反芻したりする程度」である（ターン・橋本・シュミット・唐沢，2019）。不公正な状況には自分がその被害者となる場合もあれば、他者が被害者である場合やその状況で自分の方が有利になってしまう場合もある。公正感受性尺度（ターン他，2019）では、不公正な出来事によって損失を受けることに対する感受性を「被害者公正感受性」（以下、被害者 JS と表記する）、不公正な出来事について第三者として知ることに対する感受性を「第三者公正感受性」（以下、第三者 JS と表記する）、不公正な出来事から受動的に利益を得ることに対する感受性を「受益者公正感受性」（以下、受益者 JS と表記する）、不公正な出来事を能動的に引き起こすことに対する感受性を「加害者公正感受性」（以下、加害者 JS と表記する）として区別する。不公正な状況に対してネガティブな感情を持つ人の方が、不公正な状況に対して何も感じない人よりは、その不公正な状況を引き起こした原因を考えたり、その状況を改善することを望むと思われるため、生活保護の問題責任帰属や解決責任帰属と関連があると考えた。4つの公正感受性のうち「被害者 JS」だけ被害者が自分であり、その他の「第三者 JS」、「受益者 JS」、「加害者 JS」は自分ではなく他者が被害者である点が異なる（ターン他，2019）。自分自身よりも、他者が被害者になる状況を気にかけて不安になったり、罪悪感を感じたりする方が、社会の中で弱い立場にある人に関心をもち、そうした状況を改善すべきと考えたと予想できる。よって、生活保護の責任帰属において、「第三者 JS」、「受益者 JS」、「加害者 JS」は、

「政府への問題責任帰属」や「政府への解決責任帰属」と正の相関があり（仮説 1a）、「受給者への問題責任帰属」や「受給者への解決責任帰属」と負の関連があると予測した（仮説 1b）。

二つ目の心理的特権意識とは、特権意識（下司・小塩，2016）の下位尺度の一つであり、「自己が他者よりも多くを得るに値し、多くを得る権利をもっているという安定して一貫した感覚」である（志水・清水・紀ノ定，2021）。尺度の項目例として「私には、何でもより多くを得る資格があると思う」、「私は他の人よりも特別な扱いを受けて当然だというのが正直な気持ちだ」などがあげられる。心理的特権意識が高い人は、自分自身と生活保護受給者とは明確に区別される存在であり、生活保護受給者がそのような状況になったのは自分にも関わる要因（社会構造的要因）ではなく、受給者本人の要因によると考えやすいだろう。よって、心理的特権意識は、「受給者への問題責任帰属」と「受給者への解決責任帰属」と正の相関があると予測した（仮説 2）。

三つ目に取りあげた共感性は、一般に他者の情動状態を知覚することに伴って生起する代理的な情動反応のことであり、他者の理解を深め円滑な対人関係の形成の基礎となるとされている（心理学辞典，1999）。共感性には他者の心理状態を理解する認知的側面と代理的に感じる情動的側面、さらに他者指向的か自己指向的かによって多面的に理解されるようになってきた（鈴木・木野，2008）。例えば、「悲しんでいる人を見ると、なぐさめてあげたい」というのは他者の心理状態に対して生じる同情や配慮であるが、「他人の失敗する姿をみると、自分はそうなりたくないと思う」というのは他者の心理状態に対して生じているが、その焦点は自分にある点が異なる（鈴木・木野，2008）。多次元共感性尺度では、前者を「他者指向的反応」、後者を「自己指向的反応」として区別している（鈴木・木野，2008；木野・鈴木，2016）。他者への同情や配慮は、その他者を助けることにつながると考えられるため、共感性の「他者指向的反応」は、「受給者への解決責任帰属」と負の、「政府への解決責任帰属」と正の相関があると予想した（仮説 3a）。一方、「自己指向的反応」は他者と自分を切り離れた自分中心の視点であるため、生活保護を受給するに至ったことは気の毒に思うが、それに対して特に何もしようとしないと推測されるため、責任帰属とは関連しないと予想した（仮説 3b）。相手の立場に立って理解しようとする「視点取得」は、受給者の立場に立てば経済的な困窮状態を自己責任にされることは辛いということが理解できると考えられることから、「受給者への問題責任帰属」や「受給者への解決責任帰属」と負の相関があると予想した（仮説 3c）。

心理的要因の他にも、年齢や性別といった属性によっても生活保護の責任帰属の判断が異なると考えられるため、合わせて検討する。先行研究から、「人が貧困に陥るのは努力が足りないからだ」に対して「そう思わない」人の割合は、30代以下の若い世代、特に女性に高く、年齢とともに減少すること（小林，2020）や、「がまんして節約した生活を送り、人の倍以上働くなど、結局は個人の頑張りなどの努力が『貧困を解消する』方法だと思う」という意見に対する同意の程度は40代以上の人よりも20代で高く、既婚である人や身近に貧困者がいる人の方がそうでない人よりも高いこと（阿部他，2019）などが明らかになっている。小林（2020）と阿

部他（2019）では貧困の要因帰属の年齢差について、やや矛盾した結果もあるため、生活保護の責任帰属の判断における性差や年齢差については仮説を立てず検討することにした。

II 方法

1 分析対象者

2021年9月に株式会社 Freeasy に登録している三重県在住の20代から50代の男女40名ずつ合計320名を対象にweb調査を実施し回答を得た（平均年齢39.6歳、SD=11.1歳）。

2 調査項目

①生活保護の責任帰属 中越・稲増（2019）の「政府への問題責任帰属」3項目、「政府への解決責任帰属」3項目、「受給者への問題責任帰属」3項目、「受給者への解決責任帰属」3項目を使用し、「非常にそう思う（5点）」から「全くそう思わない（1点）」までの5件法で回答を求めた。

②公正感受性 ターン他（2019）の公正感受性尺度日本語版（JSI-J）から、短縮版で使用される「被害者JS」2項目、「第三者JS」2項目、「JS受益者」2項目、「加害者JS」2項目を使用した。「これから不公平な状況に関するあなたの考えをおたずねします。不公平な状況が起きた時、その不公平を引き起こした人、それによって不利な状況に置かれる人、それによって有利な状況に置かれる人、それを第三者として見ている人など、様々な立場の人がいます。それぞれの立場におけるあなたの考えについてお答えください。」と教示し、「大変よく当てはまる（6点）」から「全くあてはまらない（1点）」までの6件法で回答を求めた。

③心理的特権意識 下司・小塩（2016）の特権意識項目のうち、下位尺度の「心理的特権意識」の9項目を使用した。「強くそう思う（7点）」から「まったくそう思わない（1点）」までの7件法で回答を求めた。

④共感性 木野・鈴木（2016）の多次元共感性尺度（MES）10項目短縮版を使用した。下位尺度である「他者指向的反応」、「自己指向的反応」、「被影響性」、「視点取得」、「創造性」の各2項目について、「あてはまる（5点）」から「あてはまらない（1点）」までの5件法で回答を求めた。

III 結果

1 基本統計量

調査項目ごとの平均値、および下位尺度ごとに算出した各変数の α 係数と平均値をTable1に示した。下位尺度が2項目の場合は項目間の相関を算出した。共感性の下位尺度は、「他者指向的反応」以外は相関係数が低く、合成するのは不適切であると判断し、以後の分析から除外した。よって、共感性は「他者指向的反応」のみ2項目の平均を変数とした。

Table1 基本統計量 (N=320)

生活保護の責任帰属(5件法)		M	SD
政府への問題責任帰属 ($\alpha=.91$)		2.57	0.92
生活保護を受けている人々が保護を受けるようになった責任は、政府や自治体にある。		2.55	1.02
生活保護を受けている人々が困窮状態におちいった責任は、政府や自治体にある。		2.52	0.97
生活保護受給層が出現している責任は、政府や自治体にある。		2.63	1.02
政府への解決責任帰属 ($\alpha=.89$)		3.38	0.96
政府・自治体には、生活保護を受けている人の生活改善に必要な制度を速やかに実行していく責任がある。		3.44	1.07
政府・自治体には、生活保護制度によって困窮者の生活を改善していく責任がある。		3.35	1.06
政府・自治体には、生活保護を受けている人が人間らしい生活を送れるよう配慮する責任がある		3.36	1.07
受給者への問題責任帰属 ($\alpha=.92$)		3.33	0.83
生活保護を受けている人々が保護を受けるようになった責任は、生活保護を受けている人々本人にある。		3.43	0.90
生活保護を受けている人々が困窮状態におちいった責任は、生活保護を受けている人々本人にある。		3.34	0.91
生活保護層が出現している責任は、社会制度ではなく生活保護を受けている人々本人にある。		3.21	0.89
受給者への解決責任帰属 ($\alpha=.88$)		3.74	0.87
生活保護を受けている人には、今の生活を自ら立て直していく責任がある。		3.79	0.97
生活保護を受けている人には、制度に依存せず生活ができるよう努力する責任がある。		3.81	0.96
生活保護を受けている人には、自分の力で生活保護受給から抜け出す責任がある。		3.62	0.99
公正感受性 (6 件法)		M	SD
被害者JS ($r=.56^{**}$)		2.97	1.14
他の人が不当に私より良い暮らしをしていると、腹が立つ		3.00	1.35
他の人は簡単に得られるものを私は努力なしでは得られないと、思い悩む		2.95	1.23
第三者JS ($r=.63^{**}$)		2.93	1.04
他の人より不当に苦しい生活を送っている人がいると、落ち着かない気分になる		2.93	1.16
他の人は簡単に得られるものを努力なしでは得られない人がいると、心配になる		2.93	1.14
受益者JS ($r=.66^{**}$)		2.63	1.02
ふさわしい理由もなく他の人より良い暮らしをしていると、罪悪感を覚える		2.68	1.14
他の人は努力なしでは得られないものを私は簡単に得られると、嫌な気持ちになる		2.57	1.11
加害者JS ($r=.66^{**}$)		3.58	1.24
他の人を犠牲にして良い暮らしをしてしまうと、罪悪感を覚える		3.50	1.35
他の人は努力なしでは達成できないことを私はズルしてできてしまうと、嫌な気持ちになる		3.66	1.37
心理的特権意識 ($\alpha=.88$) (7件法)		M	SD
すばらしい出来事は、必ず私のもとにやってくるはずだ		4.15	1.51
私は他の人よりも特別な扱いを受けて当然だと言うのが正直な気持ちだ		2.77	1.41
何事も、私の思い通りにいくはずだと思う		2.74	1.44
私のような人間であれば、ときどき特別な休みをとってもよいと思う		3.05	1.57
私には、何でもより多くを得る資格があると思う		2.70	1.37
私は人生で、もっと多くのものを受け取るべき人間だと思う		2.80	1.54
乗っている船が沈みそうときは、私が最初に救命ボートに乗るべきだ		2.57	1.40
私は常に最高のものを求める、なぜならそれにふさわしい人間だからだ		2.36	1.30
私は必ずしも特別扱いされるような人間ではない(逆)		2.95	1.57
共感性 (5件法)		M	SD
他者指向的反応 ($r=.56^{**}$)		3.71	0.86
人が頑張っているのを見たり聞いたりすると、自分には関係なくても応援したくなる		3.79	1.04
悲しんでいる人を見ると、なぐさめてあげたくなる		3.64	0.92
自己指向的反応 ($r=.28^{**}$)		3.75	0.95
他人の失敗する姿を見ると、自分はそのようになりたいと思う		3.75	0.95
他人の成功を見聞きしているうちに、焦りを感じる事が多い		3.20	1.01
被影響性 ($r=.24^{**}$)		2.94	0.98
まわりの人がそうだとすれば、自分もそうだと思ってくる		2.94	0.98
他人の感情に流されてしまうことはない(逆)		3.04	0.92
視点取得 ($r=.22^{**}$)		3.63	0.87
常に人の立場に立って、相手を理解するようにしている		3.63	0.87
相手を批判するときは、相手の立場を考慮することができない(逆)		3.21	1.02
想像性 ($r=.01, ns$)		3.47	1.10
空想することが好きだ		3.47	1.10
小説の中の出来事が、自分のことのように感じることはない(逆)		2.83	1.17

生活保護の責任帰属、公正感受性、心理的特権意識、共感性の各変数について、年齢層と性別によって得点に差があるかどうかを確認するため、性別（2）×年代（4）の分散分析をおこなった。年代の主効果または交互作用が有意だった場合は、多重比較（Bonferroni）を行った。

（1）生活保護の責任帰属における性および年齢差

「政府への問題責任」は、性別の主効果（ $F(1,312)=7.04, p<.01$ ）が有意であり、女性の得点が（ $M=2.70, SD=0.85$ ）が男性（ $M=2.43, SD=0.97$ ）より高かった（Figure1）。

「政府への解決責任」は、性別の主効果（ $F(1,312)=11.88, p<.01$ ）と性別×年代の交互作用（ $F(3,312)=3.76, p<.05$ ）が有意であった。下位検定の結果、30代（ $F(1,312)=17.31, p<.01$ ）と40代（ $F(1,312)=4.41, p<.05$ ）において性別の単純主効果が有意であり、いずれも女性の得点が男性より高かった（30代女性 $M=3.83, SD=0.88$, 男性 $M=2.95, SD=0.91$, 40代女性 $M=3.59, SD=0.84$, 男性 $M=3.15, SD=1.15$ ）（Figure2）。

「受給者への問題責任」は、年代の主効果が有意であり（ $F(3,312)=3.73, p<.05$ ）、30代の得点（ $M=3.59, SD=0.81$ ）が20代（ $M=3.19, SD=0.85$ ）より高かった（Figure3）。

「受給者への解決責任」は、年代の主効果が有意であり（ $F(3,312)=4.35, p<.01$ ）、30代の得点（ $M=4.03, SD=0.81$ ）が20代（ $M=3.56, SD=0.90$ ）と50代（ $M=3.66, SD=0.85$ ）より高かった（Figure4）。

（2）公正感受性における性および年齢差

「被害者 JS」、「第三者 JS」、「受益者 JS」の平均値における性別の主効果、年代の主効果、および性別×年代の交互作用はいずれも有意ではなかった。「加害者 JS」は、性別の主効果（ $F(1,312)=8.63, p<.01$ ）と性別×年代の交互作用（ $F(3,312)=3.37, p<.05$ ）が有意であった。下位検定の結果、30代において性別の単純主効果が有意であり（ $F(1,312)=12.05, p<.01$ ）、女性の得点（ $M=4.11, SD=1.03$ ）が男性（ $M=3.18, SD=1.33$ ）より高かった。

（3）心理的特権意識における性および年齢差

「心理的特権意識」は、性別の主効果（ $F(1,312)=9.02, p<.01$ ）と年代の主効果（ $F(3,312)=3.35, p<.05$ ）が有意であった。性別×年代の交互作用は有意ではなかった。男性の得点（ $M=3.07, SD=1.08$ ）が、女性（ $M=2.73, SD=0.97$ ）より高く、20代の得点（ $M=3.20, SD=1.15$ ）が、40代（ $M=2.73, SD=0.93$ ）よりも高かった（Figure5）。

（4）共感性の他者指向的反応における性および年齢差

「他者指向的反応」は、性別の主効果が有意であり（ $F(1,312)=22.70, p<.01$ ）、女性の得点（ $M=3.93, SD=0.71$ ）が男性（ $M=3.49, SD=0.94$ ）より高かった。

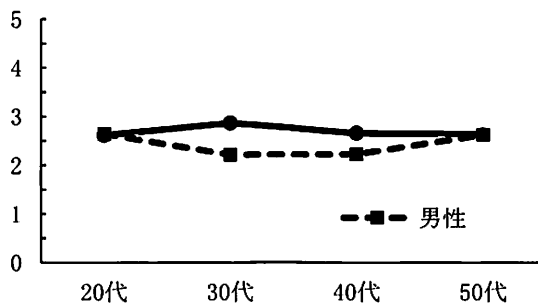


Figure 1 政府への問題責任帰属平均値

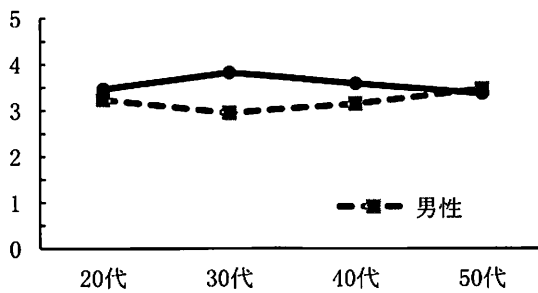


Figure 2 政府への解決責任帰属平均値

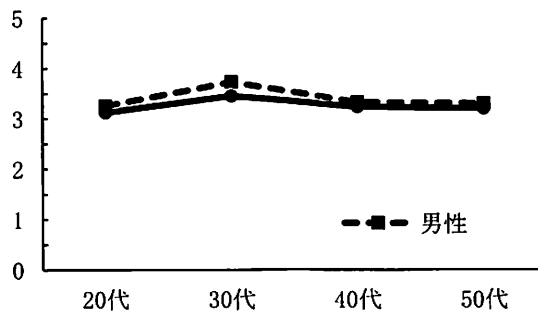


Figure 3 受給者への問題責任帰属平均値

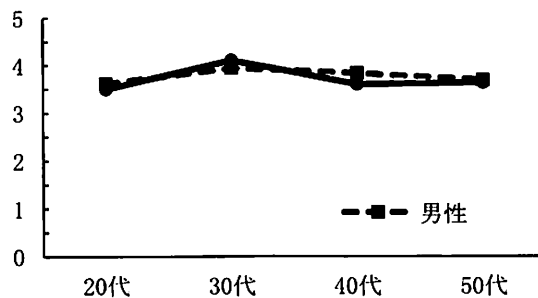


Figure 4 受給者への解決責任帰属平均値

2 調査対象者の属性による生活保護の責任帰属の違い

(1) 婚姻状況、子どもの有無による差

調査対象者が婚姻状況や子どもの有無によって、生活保護の責任帰属に差があるかどうかを男女別に検討した。女性は婚姻状況と子どもの有無によって責任帰属に差はなかった。男性では「受給者への問題責任帰属」($t(158)=2.73, p<.01$)と「受給者への解決責任帰属」($t(158)=2.01, p<.05$)において婚姻状況の有意差が見られた。「受給者への問題責任帰属」は既婚者($M=3.57, SD=0.88, n=93$)の方が未婚者($M=3.17, SD=0.92, n=67$)よりも点が高かった。「受給者への解決責任帰属」も同じく、既婚者($M=3.90, SD=0.91$)の方が未婚者($M=3.60, SD=0.95$)よりも点が高かった。また、男性は「受給者への問題責任帰属」($t(158)=2.103, p<.05$)は、子どもあり群($M=3.55, SD=0.90, n=82$)の方が、子どもなし群($M=3.25, SD=0.91, n=78$)よりも点が高かった。

(2) 年収による差

男性で見られた婚姻状態と子どもの有無が、年収の違いを反映している可能性があるため、年収の高群、低群で婚姻状態に差があるか検討した。年収については男性の年収中央値 532 万円 (Career theory, 2022) を参考に、年収 500 万円以上を高群とした。カイ二乗検定の結果、男性既婚者の人数は、年収高群に有意に多かった ($\chi^2(1) = 10.56, p<.01$)。年収の高低によって生活保護の責任帰属に差があるかどうかを確認したが、男性は4つのすべての責任帰属において、年収の高群と低群で差はなかった。

女性については、年収中央値が 293 万円、30代と40代の年収中央値が 311~317 万円であること (Career theory, 2022) を参考に、年収 300 万円以上を高群とした。女性も男性と同様に、年収高群において既婚者の人数が多かった ($\chi^2(1) = 4.12, p<.05$)。ただし男性とは異なり、女性は年収の高低によって「受給者への問題責任帰属」($t(158)=2.64, p<.01$)と「受給者への解決責任帰属」($t(158)=2.53, p<.05$)に有意な差があった。「受給者への問題責任帰属」は年収高群($M=3.34, SD=0.73, n=118$)が低群($M=3.00, SD=0.69, n=42$)より高かった。「受給者への解決責任帰属」も年収高群($M=3.81, SD=0.75$)が低群($M=3.44, SD=0.90$)より高かった。

(3) 雇用形態による差

雇用形態について、「パート・アルバイト」と「会社員(契約・派遣社員)」の者を非正規雇用、「会社員(正社員)」と「公務員」と回答したものを正規雇用とみなし、雇用形態によって、生活保護の責任帰属に差があるかどうか検討を試みた。女性は正規雇用 50 名と非正規雇用 46 名で、すべての責任帰属において有意差は見られなかった。専業主婦は 33 名いたため、これを加えた 3 群でも比較したが有意な差は見られなかった。男性は正規雇用 117 名に対し、非正規雇用が 7 名だったため、雇用形態による比較はできなかった。

3 生活保護の責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性との関連

生活保護の責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性との関連を検討するため、相関係数を算出した。「政府への問題責任帰属」、「政府への解決責任帰属」、「加害者 JS」、「心理的特権意識」、「他者指向的反応」の変数において性差がみられたため、男女別に分析を行い、女性の結果を Table2 に、男性の結果を Table3 に示した。

Table2 女性における生活保護責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性の相関 (N=160)

	政府への 問題責任	政府への 解決責任	受給者への 問題責任	受給者への 解決責任	被害者 JS	第三者 JS	受益者 JS	加害者 JS	M	SD
被害者JS	.16 *	.18 *	.08	.09					3.00	1.10
第三者JS	.17 *	.22 **	-.10	-.02	.44 **				3.03	0.97
受益者JS	.27 **	.28 **	-.07	-.02	.22 **	.60 **			2.64	0.91
加害者JS	.21 **	.32 **	.01	.20 **	.18 *	.49 **	.54 **		3.78	1.18
心理的特権意識	.10	-.03	.09	.07	.20 *	.11	.01	-.20 *	2.7278	0.97343
他者指向的反応	-.07	.23 **	-.05	.08	-.09	.19 *	.13	.34 **	3.934	0.7074
政府への問題責任									2.70	0.85
政府への解決責任		.48 **							3.56	0.86
受給者への問題責任		-.21 **	-.17 *						3.25	0.73
受給者への解決責任		-.18 *	.04	.58 **					3.71	0.81

** $p < .01$, * $p < .05$

Table3 男性における生活保護責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性の相関 (N=160)

	政府への 問題責任	政府への 解決責任	受給者への 問題責任	受給者への 解決責任	被害者 JS	第三者 JS	受益者 JS	加害者 JS	M	SD
被害者JS	.11	.10	.26 **	.24 **					2.94	1.17
第三者JS	.19 *	.20 *	.05	.06	.44 **				2.83	1.10
受益者JS	.31 **	.21 **	-.10	-.10	.28 **	.61 **			2.62	1.12
加害者JS	.23 **	.20 *	-.05	.11	.03	.46 **	.44 **		3.38	1.26
心理的特権意識	.18 *	.00	.13	.02	.12	.05	.10	-.19 *	3.07	1.08
他者指向的反応	.16	.22 **	.08	.25 **	.03	.30 **	.15	.44 **	3.494	0.9433
政府への問題責任									2.43	0.97
政府への解決責任		.44 **							3.20	1.03
受給者への問題責任		-.21 **	-.22 **						3.40	0.91
受給者への解決責任		-.16 *	-.03	.66 **					3.77	0.94

** $p < .01$, * $p < .05$

(1) 生活保護の責任帰属と公正感受性との関連

女性も男性も「政府への問題責任帰属」と「政府への解決責任帰属」は、どちらも公正感受性の「第三者 JS」($r=.17 \sim r=.22$)、「受益者 JS」($r=.21 \sim r=.31$)、「加害者 JS」($r=.20 \sim r=.32$)との間に有意な正の相関があった。女性のみ「被害者 JS」と「政府への問題責任帰属」($r=.16, p<.05$)、「政府への解決責任帰属」($r=.18, p<.05$)の間にも弱い有意な正の相関があった (Table2)。男性のみ「被害者 JS」と「受給者への問題責任帰属」($r=.26, p<.01$) および「受給者への解決責任帰属」($r=.24, p<.01$)との間に有意な正の相関があった (Table3)。女性のみ「受給者への解決責任帰属」と「加害者 JS」との間に有意な正の相関 ($r=.20, p<.01$)があった (Table2)。

(2) 生活保護の責任帰属と心理的特権意識との関連

男性において「政府への問題責任帰属」と「心理的特権意識」との間に有意な弱い正の相関 ($r=.18, p<.05$)があった (Table3)。それ以外の責任帰属と心理的特権意識との相関は男女ともに有意ではなかった。

(3) 生活保護の責任帰属と共感性「他者指向的反応」との関連

女性は「他者指向的反応」と「政府への解決責任帰属」との間に有意な正の相関 ($r=.23, p<.01$) があつた (Table2)。同じく男性も、「他者指向的反応」と「政府への解決責任帰属」との間に有意な正の相関 ($r=.22, p<.01$) があつたが、「他者指向的反応」と「受給者への解決責任帰属」との間にも有意な正の相関 ($r=.25, p<.01$) があつた (Table3)。

(4) 生活保護の責任帰属の下位尺度間の関連

「政府への問題責任帰属」と「政府への解決責任帰属」との間には有意な正の相関があつた (女性 $r=.48, p<.01$, 男性 $r=.44, p<.01$)。同じく、「受給者への問題責任帰属」と「受給者への解決責任帰属」との間にも正の相関があつた (女性 $r=.58, p<.01$, 男性 $r=.66, p<.01$)。男女ともに、「政府への問題責任帰属」および「政府への解決責任帰属」と、「受給者への問題責任」との間には有意な負の相関 ($r=-.17 \sim r=-.22$) があつた。

(5) 公正感受性と共感性との関連

公正感受性の「第三者 JS」および「加害者 JS」は、共感性の「他者指向的反応」との間に有意な正の相関があつた。男性は「他者指向的反応」と「加害者 JS」との相関は $r=.44, p<.01$ 、「第三者 JS」との相関は $r=.30, p<.01$ 、(Table3) であつた。女性は「他者指向的反応」と「加害者 JS」との相関は $r=.34, p<.01$ 、「第三者 JS」との相関は $r=.19, p<.05$ 、(Table2) であつたことから、相関係数は男性の方が高かつた。

IV 考察

本研究では、生活保護に対する責任帰属に影響を与える心理的要因として公正感受性、心理的特権意識、共感性を取りあげ、その関連を検討した。責任帰属には生活保護を受ける状況になつた責任 (問題責任) が政府にあるか、それとも受給者本人にあるか、また生活保護を受けている人の生活改善をする責任 (解決責任) が政府にあるか受給者自身にあるかという4つに分類できる。問題責任と解決責任は有意な正の相関があり、政府 (受給者) に問題責任があれば政府 (受給者) に解決責任も帰属することが示された。また受給者への問題責任帰属と政府への責任帰属との間に負の相関があることから、生活保護を受給するようになった責任が受給者自身にあると考えれば、政府には問題責任も解決責任もないと考えることが示唆され、生活保護受給者に対する自己責任論は、生活保護政策への不支持を示唆するものだと言える。

(1) 生活保護の責任帰属における性差と年代差

責任帰属の性差と年代差を検討したところ、「政府への責任帰属」は年代差がなく、男性よりも女性の方が生活保護を受けている人がそのような状況になつた責任は政府や自治体にあると考えていることが分かつた。これは女性が性役割期待により子育てのために離職せざるを得な

いなど、個人の能力以外の理由で、所得が低い状態におかれやすいことが関連しているのかもしれない。女性の方が非正規雇用の割合が高く、コロナ禍では女性の貧困の問題が顕在化したのが、女性本人が非正規雇用か正規雇用であるかは、生活保護の責任帰属とは関連しなかった。雇用形態よりも年収による差が見られ、女性は年収が 300 万円以上の人の方が、生活保護受給者に問題責任も解決責任もあると判断することが分かった。

生活保護受給者への責任帰属は性差がなく、20 代から 50 代で比べると、問題責任と解決責任の両方において受給者への帰属得点が高いのは 30 代、低いのは 20 代であった。いわゆる自己責任論は 20 代よりも 30 代の特徴であることが示唆される。「受給者への解決責任帰属」は 30 代よりも 50 代は低くなることから、現在の 30 代の人々の特徴なのか、発達段階としての 30 代の特徴であるかは今後の検討課題である。

(2) 生活保護の責任帰属における婚姻状況や収入による差

婚姻状況や子どもの有無によって生活保護の責任帰属が異なるのは男性だけであった。結婚している男性は未婚者に比べ、生活保護受給者に問題責任も解決責任もあると判断していた。さらに子どもをもつ男性は、子どもがいない男性よりも受給者に問題責任を帰属することが明らかになった。阿部他 (2019) において、未婚であることは貧困についての自己責任論を支持しないことにつながることが一貫して示されているが、本研究の男性の結果については、阿部他 (2019) を支持するといえる。男性は年収が 500 万円以上の人に既婚者が多かったが、年収 500 万以上であるかどうか自体は、受給者への責任帰属と関連がなく、結婚していること、または子どもがいることが関連していた。一方、女性も年収 300 万円以上の人に既婚者が多かったが、婚姻状態や子の有無は受給者への責任帰属と関連せず、年収が関連していた。こうした背景には、女性と男性の階層意識や成功意識の違いがあるかもしれない。数土 (2012) はある個人の属性が、「個人の能力によって獲得され」、社会の中で「その属性を備えている程度に相当程度のばらつきがある」場合に、地位としてみなされると仮定し、「婚姻状態」が人々に地位として認識され、階層意識に影響するようになってきたことを指摘している。具体的に、未婚者は自分自身の主観的な階層地位を、既婚者に比べ「上」に帰属する可能性が低かったことを示している (数土, 2012)。つまり、男性は「既婚者であること」は、階層として上であると認識していることを表している。男性は、女性よりも婚姻率が低い (国立社会保障・人口問題研究所, 2021) ことを考えると、男性で結婚している、さらに子どももいる状態は成功している地位であると言える。また平均年収が低い女性の中で収入が高いことはやはり成功している地位であるといえる。一般に、人は自分の成功は内的・個人的な要因 (自分の努力や能力) に帰属し、望ましくない結果は外的な要因 (課題の困難さや運など) に責任を転嫁させる傾向があり、これを自己奉仕バイアス (self-serving bias) という (Shepperd, Malone, and Sweeny, 2008)。一方、他者の行動に対しては、状況要因を十分に考慮せず、その行動に対応した他者の性格や能力などの属性に帰属してしまう対応バイアス (correspondence bias) が生じやすい

(Gilbert & Jones,1986)。この2つのバイアスによって、「結婚している男性」と「年収が平均より高い女性」は、自分たちが成功した立場にあるのは、(運がよかったり、恵まれた環境にあったからではなく)自分が努力したからであり、生活保護を受けるまで経済的に困窮した人は、(もともと不利な状況にあったり、やむを得ない事情があったのではなく)、本人の能力や努力が足りなかったためであるのだから、生活保護受給者は、自分自身でなんとかするべきだ、と判断したのかもしれない。

(3) 生活保護の責任帰属と公正感受性との関連

公正感受性は、不公正な出来事に対してネガティブな感情が喚起したり、それについて反芻したりする程度を示す(ターンら, 2019)。不公正な状況に置かれているのが自分ではなく他者である場合でも公正感受性が高い人は、不公正に対して何も感じない人よりも、社会的に弱い立場にある人への思いやりが高く、生活保護を受けるまで経済的に困窮したことに對して、その責任が本人にあるのではなく、政府にあると考えるだろうと予想した。男女とも、「第三者 JS」、「受益者 JS」、「加害者 JS」と、「政府への問題責任帰属」および「政府への解決責任帰属」と有意な正の相関があり、仮説 1a は支持された。「第三者 JS」、「受益者 JS」、「加害者 JS」と「受給者への責任帰属」との負の関連は有意ではなく、仮説 1b は支持されなかった。しかも、予想とは逆に、女性においては「加害者 JS」と「受給者への解決責任帰属」との間に有意な正の相関があった。つまり、女性は「他の人を犠牲にして良い暮らしをしてしまうと、罪悪感を覚える」、「他の人は努力なしでは達成できないことを私はするしてできてしまうと、嫌な気持ちになる」と考える人ほど、生活保護の受給者自身が生活を立て直す責任があると考えているという結果となった。

他にも性別によって、「被害者 JS」と生活保護の責任帰属との関連が異なっていた。「他の人が不当に私より良い暮らしをしていると腹が立つ」、「他の人は簡単に得られるものを私は努力なしでは得られないと思悩む」ほど、女性では政府へ責任を帰属し、男性では受給者へ責任を帰属する結果となった。4つの公正感受性は相互に正の相関があるものの、「被害者 JS」だけは、他の公正感受性とは異なり、嫉妬と比較的強い正の相関があること(Schmitt, Gollwitzer, Maes, & Arbach, 2005)や、ゲームを用いた研究で一貫して非協力的な行動をとることが示されている(Baumert, Adra, & Li, 2022)。また、「第三者 JS」や「加害者 JS」は共感と中程度の正の相関があるのに対し、「被害者 JS」は共感と関連がなく(Schmitt, et al., 2005)、本調査の結果でも、男女ともに、「第三者 JS」と「加害者 JS」は共感性の下位尺度の「他者指向的反応」と正の相関があったが、「被害者 JS」はそうした関連はなかった(Table2, Table3)。よって、男性における「被害者 JS」と受給者への責任帰属との正の関連は、「被害者 JS」が高い人は、自分が不公正に低い立場にあることからくる嫉妬や怒りから、政府が税金で生活に困窮した人を助ける生活保護制度に対して、国民としての協力よりも、生活保護受給者の自己責任とみなすことで非協力的な態度を示したと解釈できるかもしれない。本研究で見られた女性の「加

害者 JS」と「受給者への解決責任帰属」の関連や、男性の「被害者 JS」と「受給者への問題責任帰属」、「受給者への解決責任帰属」との関連は、不公正に伴う罪悪感や怒り、嫉妬といった感情が媒介している可能性があるが、直接測定していないため推測の域を出ない。今回、公正感受性の下位尺度は2項目で測定したが、短縮版ではない尺度を用いて生活保護の責任帰属との関連を検討する必要がある。

(4) 生活保護の責任帰属と心理的特権意識、共感性との関連

まず、「心理的特権意識」は、「受給者への問題責任帰属」とも「受給者への解決責任帰属」とも関連がなく、仮説2は支持されなかった。また「政府への問題責任帰属」、「政府への解決責任帰属」ともほとんど関連がなかった。心理的特権意識の尺度得点の平均値も7件法で2.90点(SD=1.04)と低かったことから、今後は心理的特権意識と正の相関があるとされる「二分法的信念」(下司・小塩, 2016)との関連も確認しておく必要がある。二分法的信念とは、「世の中には『成功者』と『失敗者』しか存在しない」や「すべての人は『勝ち組』と『負け組』に分かれると思う」といった「世の中の事象は2種類に分割されるような特徴を有しているという信念」を表している(小塩, 2010; Oshio, 2009)。このような単純化した思考は、生活保護受給や貧困におちいる複雑な要因を考慮せず、単に本人の能力や努力に帰属することにつながると考えられるため、特権意識では見られなかった関連があるかもしれない。

共感性の5つの下位尺度のうち4つの下位尺度で項目間の相関が低く、分析から除外したため、仮説の3b、3cは検討できなかった。他者の心理的状态に対して生じる同情や配慮などの「他者指向的反応」は、男性も女性も「政府への解決責任帰属」と正の相関があり、仮説の3aは一部支持された。しかし、「他者指向的反応」と「受給者への解決責任」との負の関連は、女性では有意な相関はなく、男性においては、仮説とは逆に正の相関があった。つまり男性は、他者指向的反応が高いことは、政府だけでなく、受給者にも解決責任があると判断していたと言える。他者指向的反応は、「人が頑張っているのを見たり聞いたりすると、自分には関係なくても応援したくなる」と「悲しんでいる人を見ると、なぐさめてあげたくなる」の2項目からなる(木野・鈴木, 2016)。「他者指向的反応」と「受給者への解決責任帰属」との正の関連が男性にだけ見られたことは、男性は生活保護受給者が自分でその生活から抜け出すよう努力することに対しては、同情し応援したいと考えたと解釈できるかもしれない。今回分析から除外した視点取得などの共感性の下位尺度についても短縮版ではない尺度を用いて関連を確認する必要があるだろう。

以上より、生活保護の責任帰属と公正感受性、共感性の他者指向的反応に関する仮説のうち、支持されたのは主に政府への責任帰属であった。よって、生活保護制度への支持を高めるためには、その抑制する要因である受給者に対する自己責任論だけでなく、生活保護に関する政府への責任帰属に関連する要因について検討していく必要がある。また、「結婚している男性」と「年収が平均よりも高い女性」が、生活保護受給者へ責任を帰属した理由について、階層意識や自分自身の成功の帰属も含めて検討することが今後の課題である。

引用文献

- 阿部 彩・東 悠介・梶原 豪人・石井 東太・谷川 文菜・松村 智史 (2019) .生活保護の厳格化を支持するのは誰か：一般市民の意識調査を用いた実証分析 社会政策 11(2), 145-158.
- Baumert ,A., Adra,A., & Li, M.(2022) . Justice Sensitivity in Intergroup Contexts: A Theoretical Framework. *Social Justice Research*, 35,7-32.
- CareerTheory (2022) 【2022 年最新】日本の年収の中央値は？年齢・雇用形態・業種別でも解説 <https://career-theory.net/nenshu-chuouchi-118888#index04> (2022 年 8 月 18 日)
- Gilbert, D. T., & Jones, E. E. (1986). Perceiver-induced constraint: Interpretations of self-generated reality. *Journal of Personality and Social Psychology*, 50(2), 269-280. <https://doi.org/10.1037/0022-3514.50.2.269>
- 橋本 剛明・白岩 祐子・唐沢 かおり (2012) . 経済格差の是正政策に対する人々の賛意：機会の平等性と社会階層の認知が責任帰属に与える影響の検討 社会心理学研究 28, 13-23. <https://doi.org/10.14966/jssp.KJ00008195839>
- 木野 和代・鈴木 有美 (2016). 多次元共感性尺度(MES)10 項目短縮版の検討 宮城学院女子大学研究論文集, 123 , 37-52.
- 小林 利行 (2020) . 減少する中流意識と変わる日本人の社会観：ISSP 国際比較調査「社会的な不平等」・日本の結果から 放送研究と調査 70, 2-21.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2021) 人口統計資料集 2021 年版—表 6 - 2 5 主要国の性、年齢 (5 歳階級) 別未婚率および有配偶割合：最新年次 https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2021.asp?fname=T06-25.htm
- 厚生労働省 生活保護制度の概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/000693930.pdf> (2022 年 3 月 2 日)
- 中越 みずき・稲増 一憲 (2019) . メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響：「責任がある」のは政府か受給者か 社会心理学研究, 35, 72-84.
- 中島 義明編 (1999) 心理学辞典 有斐閣 p. 183. 日本弁護士連合会 (2019) 生活保護法改正要綱案 (改訂版) 全文, p.6 https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2019/190214_2.html (2022 年 7 月 21 日)
- 小塩 真司 (2010) .二分法的思考尺度 (Dichotomous Thinking Inventory) の特徴—これまでの検討のまとめと日常生活で重視する事柄との関連— 人文学部研究論集,23,45-57.
- Oshio, A. (2009) Development and validation of the Dichotomous Thinking Inventory. *Social Behavior and Personality: An International Journal*, 37, 729-742.
- Schmitt, M., Gollwitzer, M., Maes,J., & Arbach,D. (2005). Justice Sensitivity: Assessment and Location in the Personality Space. *European Journal of Psychological Assessment*, 21, pp. 202-211. <https://doi.org/10.1027/1015-5759.21.3.202>.

- Shepperd, J., Malone, W., & Sweeny, K. (2008). Exploring causes of the self-serving bias. *Social and Personality Psychology Compass*, 2(2), 895–908. <https://doi.org/10.1111/j.1751-9004.2008.00078.x>
- 志水 裕美・清水 裕士・紀ノ定 保礼 (2021). 社会経済的地位と怒り表出のメカニズム：心理的特権意識と正当性評価の媒介効果に注目して *社会心理学研究*, 36, 76-87.
- 下司 忠大・小塩 真司 (2016). 特権意識の構造と特徴—3 つの特権意識に注目して *パーソナリティ研究*, 24, 179-189.
- 教士 直紀 (2012). 未婚者の階層意識：結婚は地位達成なのか？ *理論と方法*, 27, 225-242.
- 鈴木 有美・木野 和代 (2008). 多次元共感性尺度 (MES) の作成 —自己指向・他者指向の弁別に焦点を当てて— *教育心理学研究*, 56, 487-497.
- 高橋 彩 (2022). 短期大学生における政治的態度と道徳基盤との関連 *みえ生活科学研究*, 1, 11-20. https://mietan.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=441
- ターン 有加里 ジェシカ・橋本 剛明・シュミット マンフレッド・唐沢 かおり (2019). 公正感受性尺度日本語版 (JSI-J) の作成 *心理学研究*, 90, 503-512.
- 吉永 純 (2019). 「半福祉・半就労」と生活保障, *生活保護 社会政策*, 11 巻 1 号 p.11-25.
- 吉武 理大 (2019). 貧困母子世帯における生活保護の受給の規定要因:なぜ貧困なのに生活保護を受給しないのか *福祉社会学研究*, 16, 157-178.